

「教育再生会議」第一次報告に対する見解

日本高等学校教職員組合中央執行委員会

1月24日、「教育再生会議」は、「社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩」という第一次報告をまとめました。

報告では「7つの提言」で、「ゆとり」教育の見直しと学力の向上、規範意識の徹底、「不適格」教員の徹底した排除、教育委員会の在り方の抜本的改革などを強調しています。

また、「4つの緊急対応」で、いじめ問題対策として06年度中に「子供に対する毅然たる指導のための通知等の見直し」、07年度通常国会に教育職員免許法の「改正」、教育委員会制度の抜本改革のための地教行法の「改正」、学習指導要領の改定及び学校の責任体制を確立するための学校教育法の「改正」を提出するとしています。

この報告は、「基本的考え方」として「美しい国、日本」をめざしてという安倍政権の政治理念の実現を図ることを表明し、「教育基本法の改正を踏まえ」て、抜本的な教育再生をはかることを宣言しています。またこの報告によって、教育基本法改悪の具体化を最大使命にし、安倍首相の意向で教育振興基本計画や教育関連法案の「改正」を一気に押しすすめようとする「教育再生会議」の役割がいつそう鮮明になりました。さらに、改悪教育基本法を学校現場に持ち込むために国による教育への管理統制を強化することを最大のねらいにしており、子どもたちをさらなる競争へと駆り立てるところにあります。

しかも、その一方で、子どもたちにゆきとどいた教育を保障する教育条件整備は棚上げにするという最悪の提言になっており、「子どもたちに確かな学力を」「いじめのない学校を」と願う父母・国民と大きくかい離したものになっています。

日高教は、このような政治権力による露骨な教育介入に対して憲法と教育条理に立って厳しく抗議するものです。そして、戦前の教育が侵略戦争を支えたことの反省から、国家の教育権を排し、国民の教育権を確立した憲法の理念をいまあらためて想起すべきだと考えます。教育問題は、子どもを教育の主人公とし、保護者・教職員、住民が同じテーブルにつき、地方教育行政が支援して解決する道筋こそ必要であり、教育行政はそのための教育条件を整えることです。また、報告は、子どもの人権、人間の尊厳、国民の基本的な人権という人権としての教育の観点がすっぱり抜けており、憲法を擁護する立場から全く容認できないものです。

次にその具体的問題点を指摘します。

第一に、国民の関心が強く対策が急がれるいじめ問題については、「いじめ緊急提言及び第1次報告」としてまとめています。その内容は、「懲戒の基準の明確化」、「『体罰の範囲等について』の通知見直し」「警察との連携も視野に」「いじめを助長した教員への懲戒処分」など、上から押さえつける政策ばかりです。

国連子どもの権利委員会が日本政府に勧告した、過度の競争が子どものストレスを生み出し、子どもたちの成長・発達をゆがめてきた競争と差別の教育政策の見直しにもなんら言及がない無責任なものです。報告は、国民の期待に応えるかのようなポーズを取りながら原因究明を求める姿勢もなく、子どもの人権にかかわるいじめ問題の解決をいつそう困難にするものです。体罰の範囲等の見直しに至っては、生徒の身体ばかりか心まで傷つける人権侵害を容認するものといわなければなりません。

第二に、「現在の教育荒廃を招いた大きな原因の一つ」として「家族、地域社会、企業、メディアなど」の責任をあげ、一方的に規範意識を押しつけていることです。

報告では「すべての子供に規範を教え、確実に身につけ」「家族、友、地域、国を愛し」と明記し、「愛、友情、正義感、忍耐力、感謝、尊敬、礼儀、誠実さ」などさまざまな徳目を子どもに押しつけ、大人にも「子供の健全な育成に背を向ける身勝手は許されません」と国民を恫喝しています。これは子ども・国民の内心の自由を踏みにじる、憲法に反する重大な問題です。市民道徳の問題については、共通することであっても、それを教育行政で権力的に「始末をつける」ということは許されません。

高校教育において、奉仕活動の必修化を明確にしていることは大きな問題です。日高教は都立高校の「奉仕体験活動」必修教科化について2004年11月に見解を出し、ボランティア活動と意図的に混同させた「奉仕活動」の問題点を指摘しています。「ボランティア」はあくまで自発的なものであって、子どもたちの自主性を育てる教育的意義があります。しかし、すべての子どもに強制することはその自発性の芽を摘むことになり、規範意識を育てる奉仕活動は戦前の滅私奉公型の勤労奉仕になりかねず、子どもの権利意識を眠らせる役割を持つものです。

第三に、全国一斉学力テスト導入をはじめ、授業時数の10%増、夏休みの補習など、格差と競争をいっそう助長させるものであることです。

「伸びる子は伸ばし、理解に時間のかかる子には丁寧にきめ細かな指導を行う」と掲げていますが、その具体的な内容は習熟度別指導の拡充や学校選択制の導入など、「伸びる子は伸ばす」ことのみ執心しています。教育行政の仕事はすべての子どもにゆきとどいた教育を保障するために少人数学級などの教育条件整備にあります。

高校教育に関しては、「教育再生に向けての今後の検討課題」の中に「高校、専修学校、高専等における社会的ニーズに即した教育体制の強化」というおざなりの課題が上げられていますが今日の高校教育の課題がどこにあるかもまったく言及できずに、高校の「多様化」・格差づくりに腐心する内容です。

第四に、このような教育をになわせるため、学校・教職員の管理統制をいっそう強化しようとしていることです。

学校に「実効ある外部評価を導入」し、「学校は外部評価の評価基準を明確にする」「評価は閉鎖的・独善的であってはならない」と数値目標を押しつけることによって、学校をさらに競争させ格差の拡大をもたらします。また、このような学校間の競争は、生徒をより管理・競争させ、競争を通して国の教育政策を学校に持ち込むものとなります。

教職員に対しては、教員免許更新制の導入で「10年ごと、30時間の講習受講のみで更新するのではなく、厳格な修了認定とともに、不適格教員に厳しく対応」と管理統制を強めています。さらに「教員の能力と実績の積極的評価とそれに連動した人事・給与などの諸改革が不可欠」ともの言わぬ、国いいなりの教育に奉仕する教職員づくりの方策が露骨に示されています。教育は教職員が同僚性をもって集団で教育活動にあたり、生徒の「人格の完成」をめざして成長・発達を保障していくとなみです。「いじめをなくし、確かな学力を育てていく」ためにも、教職員の教育の自主性と共同は尊重されなければなりません。教職員集団を分断し、同僚性をうばうこの一次報告では教職員の資質向上などありえず、学校の教育力も高まりません。

日高教は、この「教育再生会議」第一次報告の危険なねらいを広く知らせ、教育基本法改悪反対の運動で築き上げた広範な国民との共同の力に依拠し、憲法と教育条理に立って、今こそ子ども参加、父母・国民と共同の学校づくりをすすめることをはじめ、子どもの最善の利益のための教育をめざし力を尽くすことを表明します。

以上